

子ども遊び場・遊具等設置（整備）助成事業

社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会

（目的）

第1条 地域のふれあいの場となっている子どもの遊び場に遊具等を設置・整備することにより、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境づくりを支援するために、予算の範囲内において設置（整備）に必要な経費を助成する。

（助成の対象）

第2条 助成の対象は各号に定める事業を実施する自治会を対象とする。

（1） 設置（整備）できる対象物は次の（ア）から（オ）までで、設置（整備）や修繕の緊急性を要するものとする。

（ア） 遊具

（イ） ベンチ

（ウ） 野外活動用テント

（エ） フェンス

（オ） その他本会会長が必要と認めた対象物

（2） 助成対象年度に着工し、完了する事業を対象とする。

（3） 次のいずれかの要件に該当している場合は、助成対象外とする。

（ア） 国または地方公共団体が設置管理する児童遊園地・公園等である場合

（イ） 過去5年以内に当該にかかる助成を受けていた場合

（助成額の算定）

第3条 助成額の算定については次のとおりとする。

50,000円以上事業費に対して3分の2を助成する（千円未満切り捨て）。ただし、算定にあたっては次の（ア）、（イ）にかかることをすべて満たすこととする。

ア 助成金は共同募金配分金をもってこれに充てる。

イ 助成金額は、150,000円を上限とする。

（交付方法および交付請求）

第4条 交付の方法および請求は次のとおりとする。

ア 助成を受けようとする当該自治会会長は、子ども遊び場・遊具等設置（整備）助成申請書（様式第2-1号）に当該事業にかかるすべての経費の見積書（写し可）を添えて、本会が定める期限までに会長に提出するものとする。

イ 本会会長は申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成交付対象の決定、不決定を自治会長へ通知するものとする。

ウ 申請多数の場合は、理事会において助成内容を検討し予算額の範囲内で助成するものとする。

エ 助成交付対象の決定を受けた自治会長は、子ども遊び場・遊具等設置（整備）

助成事業完了報告および助成交付申請書（様式第 2-2 号）を本会会長へ提出するものとする。

オ 本会会長から助成交付決定を受けた自治会長は、助成金交付請求書を本会会長に提出する。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は当該自治会を担当する者が実態を調査把握し、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。
- 3 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。